

男女共同参画シンポジウム～なぜ?「ジェンダー・フリー」バッシング～ 基本法制定後のバックラッシュを多面的に分析

3月12日、東弁両性の平等に関する委員会主催で、男女共同参画シンポジウム～なぜ?「ジェンダー・フリー」バッシング～が、弁護士会館5階502会議室で開催された。

●基本法の制定と「ジェンダー・フリー」バッシング

男女共同参画社会基本法は1999年6月に制定された。基本法は、男女が性別にかかわらず、個人としてその尊厳が尊重されることを理念としている。これはいわゆる「ジェンダー・フリー」すなわち社会的・文化的に形成された性別からの解放の理念にもつながるものである。ところが、この「ジェンダー・フリー」に対し、近年、バッシングの動きがみられるようになってきた。バッシングの動きは、あるときには基本法の理念と矛盾する条例の制定という形で現れ、あるときには男女平等教育に対する不合理な批判という形で現れるなど、多様な形で具体化されている。

そこで、「ジェンダー・フリー」に対してバッシングがなされる理由・背景等を分析しつつ、今後の動向等を話し合うために本シンポジウムが開催されることとなった。

●基調講演

シンポジウムでは、東京大学教授の大沢真理氏が、「参画基本法の過去と現在」と題し、基本法制定の経緯とともにバッシングの動きについて、国際的・国内的な観点からその理由・背景等を指摘しつつ講演を行なった。

●パネルディスカッション

引き続き、当委員会委員の道あゆみ会員をコーディネーターに、大沢真理氏、岩橋百合氏（元千葉県議会議員）、井上佳子氏（都立高校教員）、張學鍊会員（当委員会委員）によ



るパネルディスカッションが行なわれた。

大沢氏は、基本法及び自治体の条例制定に直接関わった立場から、バックラッシュについて多面的に分析を行なった。岩橋氏は地方議会での条例制定におけるバックラッシュの動きについて、井上氏は男女平等教育の実践と最近の動向について、張会員は東京都荒川区における条例制定をめぐる経過について、それぞれ報告を行なうとともに、意見を述べた。また、大阪府豊中市の女性センター館長であった三井マリ子氏がバックラッシュ勢力の攻撃の中で雇止めをされた事件について、三井氏本人から報告がなされた。

参加者は120人であった。参加者からのアンケートでは、「悲観しない、国民の意識は確実に変わっているという言葉にエネルギーをもらいました」「自分達のまわりで頑張っていきたい」など力強い感想が多くみられた。今後、当委員会としても基本法の理念の実現に向け、様々な取組みを進めていく予定である。

（両性の平等に関する委員会委員 折井 純）